

◎新潟県告示第1156号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規程により、鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり指定する。

平成25年10月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 笠堀鳥獣保護区笠堀特別保護地区

(1) 区域

三条市所在中越森林管理署管内国有林436林班中、い小班、ろ小班の全域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

希少鳥獣生息地

イ 指定目的

この地域は、笠堀ダムの東に位置し、標高900メートル前後の露岩地の多い急しゅんな山岳が連なっている。当県内において、天然記念物である、ニホンカモシカの生息地として、生息密度が高く、このため、当該区域は、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針

ニホンカモシカなどの希少鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、希少鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

2 湯之谷奥只見湖鳥獣保護区尾瀬特別保護地区

(1) 区域

湯之谷奥只見湖鳥獣保護区のうち、国有林中越森林計画区中越森林管理署内277林班中ろ1、ろ2、は1、は2、は3、は4、イ、ロ1、ロ2の各小班の全域。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成45年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

大規模生息地

イ 指定目的

湯之谷奥只見湖鳥獣保護区のうち、当該区域は、尾瀬公立公園の新潟県区域の最南端にある亜高山帯の湿原である。文化財保護法に基づく特別天然記念物地域にも指定され、平成13年には林野庁「緑の回廊」構想により、植物群落保護林の指定もされ、イヌワシ等の猛禽類やカモシカ等の大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息しており、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。

ウ 管理方針

尾瀬湿原などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

3 新穂鳥獣保護区新穂特別保護地区

(1) 区域

佐渡市新穂長畝地内に所在する佐渡トキ保護センターの新潟県有地とする。

(2) 鳥獣保護区の存続期間

平成25年11月1日から平成35年10月31日まで

(3) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地

イ 指定目的

新穂鳥獣保護区のうち、特に国際保護鳥であるトキの保護増殖を行っている佐渡トキ保護センター周辺の区域について、特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣環境の保全を図る。

ウ 管理方針

定期的な巡視を実行するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及

ばすことのないように留意する。

また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。